# 日本環境管理学会会則

## 第1章 総 則

## 第 1条 (名 称)

この会は、日本環境管理学会という。

2.「この会の英文名称は、Research Institute of Environmental Management、
Administration and Maintenance of JAPAN (略称 RIEMAM of JAPAN)とする。

### 第 2条 (事務所)

この会は、事務所を日本国東京都内に置く。

## 第 3条 (支 部)

この会は、理事会の議を経て、必要の地に支部を置くことができる。

2. 支部の運営は、別に定める細則による。

## 第2章 目的および事業

## 第 4条 (目 的)

この会は、環境管理に係わる次の諸分野に関する学術・技術の振興並びに普及・交流を図り、もって、環境の保全・向上に寄与することを目的とする。

- (1) 都市環境管理
- (2) 建築環境管理
- (3) ビルディング・メンテナンス
- (4) プロパティ・マネジメント
- (5) ビルディング・マネジメント
- (6) 環境管理論

### 第 5条 (事業)

この会は、第4条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 調査・研究とその振興
- (2) 会誌の発行
- (3) 研究発表会の開催
- (4) 研究成果の刊行
- (5) 文献・資料の収集および活用
- (6) 環境管理に係わる教育の振興および技術の指導
- (7) 研究会・講演会・講習会・見学会などの開催、その他広報活動
- (8) 国内外の学術機関および協会等との交流
- (9) その他、この会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

## 第 6条 (会員種別と資格)

会員の種別および資格は、次の通りとする。

(1) 正会員(個人) この会の趣旨に賛同し、入会した個人

(2) 正会員(法人) この会の趣旨に賛同し、入会した法人

(3) 特別会員 この会の趣旨に賛同し、入会した官公庁、地方公共団体・

協会等

(4) 学生会員 環境管理に関する学術・技術を研鑽しようとする学生で、

入会した個人

2. 学生会員がその所属する学校を卒業あるいは修了したときには、正会員(個人)と なる。

## 第 7条 (入 会)

会員になろうとするものは、正会員1名の推薦を受け、所定の入会申込書を提出し、 理事会の承認を経なければならない。

- 2.前項の承認を経た者の会員としての効力は、第3項に定める入会金を納付したときに生ずる。
- 3.会員の入会金は次の通りとする。
  - (1) 正会員(個人) 2、000円
  - (2) 正会員(法人) 10、000円
  - (3) 特別会員 -
  - (4) 学生会員 1、000円

#### 第 8条 (会 費)

会員の会費は次の通りとする。

- (1) 正会員(個人) 年額 10、000円
- (2) 正会員(団体) 年額 60、000円
- (3) 特別会員 年額 50、000円
- (4) 学生会員 年額 3、000円
- 2.年度途中の入会会員の当該年度の会費は、次により算出した額とすることができる。

(1) 4月から6月の入会 : 第1項に定める額

(2) 7月から9月の入会 : 第1項に定める額の4分の3(3) 10月から12月の入会 : 第1項に定める額の2分の1

(4) 翌年1月から3月の入会 : 第1項に定める額の4分の1

# 第 9条 (会員の権利)

会員の権利は、次の通りとする。

- (1) 正会員は、総会における議決権、役員の選挙権・被選挙権をもつ
- (2) すべての会員は、会誌の配布をうける
- (3) すべての会員は、この会の行うすべての事業に関して便宜をうけることができる
- 2.前項第1号および第2号における会員のもつ権利は、各1個とする

3.会員の権利は、これを他に譲渡できない。

# 第10条 (資格の喪失)

会員は、次の場合にその資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡あるいは失踪宣言を受けたとき
- (3) 会員である法人または団体が解散したとき
- (4) 除名されたとき

## 第11条 (権利の停止)

会員で会費の未納が4カ月に及ぶものは、第9条に定める会員の権利を停止する。

## 第12条 (除名・復権)

会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議を経て、これを除名することができる。

- (1) 会費の不納が1か年以上に及ぶとき
- (2) この会の名誉を傷つけ、またはこの会の目的に反する行為のあったとき
- 2.除名されたものが再び入会しようとするときは、第7条による手続きをとり、理事 会の承認を経なければならない。
- 3.前項により承認を経たものの会員としての効力は、前条による権利停止に至るまで の不納会費4か月分相当額を納めたときに生ずる。

#### 第13条 (退 会)

会員で退会しようとするものは、会費を完納した上、理由を付して退会届を提出しなければならない。

### 第14条 (納入金の返還)

会員が除名・退会その他の事由によって会員の資格を失ったときは、既に納めた入会金及び会費の返還を求めることができない。

## 第15条 (終身会員)

個人である正会員であって、30年以上会員として継続したものは、理事会の議を経て、終身会員として待遇し、その後は会費の納入を必要としない。

## 第16条 (名誉会員)

この会の目的の達成に多大の貢献をしたもの、または、環境管理の学術・技術の進歩・発達に功績顕著なるものは、理事会の議を経て、名誉会員の称号をおくることができる。

2. 名誉会員の会費は、これを徴収しない。

第4章 役員および職員

## 第17条 (役 員)

この会には、次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 理 事 35名以内
- (4) 監事 2名
- 2.会長および副会長は理事となる。
- 3.第3条により設置された支部の支部長は理事となる。
- 4.この会には専務理事をおくことができる。

### 第18条 (役員の選出)

会長および監事は、正会員の中から、互選により選出する。

- 2.副会長は、正会員の中から、会長が指名する。
- 3. 理事は、正会員の中から、会長が指名する。
- 4. 専務理事は、理事の中から、会長が指名する。

# 第19条 (役員の職務権限)

会長は、この会を代表し、会務を総括し、総会および理事会の議長となる。

- 2.副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時、または欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3. 理事は、理事会を組織し、会務を審議し、処理する。
- 4. 専務理事は、会長・副会長を補佐する。
- 5.監事は、民法第59条の職務を行うほか、理事会に出席することができる。ただし、 議決には加わらない。

# 第20条 (役員の任期)

役員の任期は2か年とする。ただし、重任を妨げない。

2.役員は、その任期満了後でも後任者の就任までは、なお、その職務を行う。

### 第21条 (役員の補充)

役員が欠けたときは、次の各号によって補充する。

- (1) 会長または監事は、第18条第1項に準ずる
- (2) 理事は、第18条第2項に準ずる
- 2 . 会長は、第17条に定める範囲内において、理事を増員することができる。
- 3.補充または増員された役員の任期は、前任者または現理事者の残任期間とする。

# 第22条 (役員の解任)

会長は、役員が次の各号の一に該当するときは、理事会ならびに総会の議を経て、 これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行にたえないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

## 第23条 (事務局)

この会は、会務を処理するため事務局を設け、職員若干名を置く。そのうち1名を

事務局長とする。

- 2. 職員の任免は、理事会の議を経て、会長が行う。
- 3. 事務局長は、事務局を統轄する。
- 4.第18条第3項の規定にかかわらず、事務局長は、理事となる。

第5章 会 議

#### 第24条 (会議)

この会の会議は、原則として、総会と理事会の2種とする。

### 第25条 (総会の召集)

総会は、通常総会と臨時総会にこれを分かつ。

- 2.通常総会は、毎年1回、会計年度終了後2か月以内に会長が招集する。
- 3. 臨時総会は、次の場合に会長が招集する。
  - (1) 理事会が必要と認めたとき
  - (2) 監事が必要と認めたとき
  - (3) 正会員現在数の5分の1以上から、会議に付議すべき事項を示して要求があったとき
- 4.前項第3号の場合、会長は、その要求のあった日から2か月以内に臨時総会を招集 しなければならない。

### 第26条 (総会の通知)

総会の招集には10日以前に、その会議の日時・場所及び付議事項を示し、郵便・ 電信・会誌などをもって会員に通知しなければならない。

### 第27条 (総会の議決事項)

総会では、この会則で別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告・収支決算ならびに財産目録の承認に関する事項
- (2) 事業計画ならびに収支予算の承認に関する事項
- (3) その他、理事会が必要と認めた事項
- (4) 正会員現在数の5分の1以上から、総会開催日の30日以前に、あらかじめ議 題として提出された事項
- 2.総会では、あらかじめ通知しなかった議案について審議することができない。ただし、出席正会員の4分の3以上の同意があった場合には、この限りではない。

### 第28条 (総会の議決)

総会は、正会員現在数の5分の1以上の出席によって成立する。

- 2.正会員は、各1個の議決権をもつ。
- 3.議決権の行使を、他の出席正会員に委任することができる。
- 4.前項による委任は、出席とみなす。
- 5.総会の議事は、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長が決する。
- 6 . 前項の規定にかかわらず、第22条および第36条にかかわる事項は、出席正会員

の4分の3以上をもって決する。

## 第29条 (総会の記録)

総会の議事録は議長が作成し、議長および出席正会員代表 2 名以上が署名・押印し、 これを保存する。

2.総会の議事の要項および議決した事項については、会誌等により会員にこれを周知 させる。

### 第30条 (理事会)

理事会は、会長が招集する。

- 2.理事会は、理事現在数の2分の1以上の出席によって成立する。
- 3.理事は、各1個の議決権をもつ。
- 4.議決権の行使を、他の出席理事に委任することができる。
- 5.前項による委任は、出席とみなす。
- 6.理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長が決する。
- 7.前項の規定にかかわらず、第22条および第36条にかかわる事項は、出席理事の 4分の3以上をもって決する。
- 8.理事会の議事録は議長が作成し、議長および出席理事代表2名以上が署名・押印し、 これを保存する。

# 第6章 大会および委員会

#### 第31条 (大 会)

この会は、毎年1回以上、全国より会員の参集を求めて大会を開催し、会員の研究 発表、その他目的達成に必要な行事を行う。

### 第32条 (委員会)

この会は、会務運営ならびに第5条の事業遂行のために、必要な委員会を設けることができる。

- 2.委員会の設置または廃止は、理事会で決める。
- 3.委員は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。
- 4.前2項の規程に関わらず、調査研究活動を行う委員会(研究委員会等)の設置・運営については、別に定める。

### 第7章 会計

### 第33条 (経費の支弁)

この会の経費は、会費・資産または事業から生ずる収入・寄付金その他の収入をもって支弁する。

2.第3条により設置された支部には、別に定めるところにより、支部交付金を支弁する。

## 第34条 (収支決算)

収支決算および財産目録は、毎会計年度終了後2カ月以内に、監事の意見を付け、

総会の承認を受けるものとする。

2. 収支決算書・事業報告書等の作成は、理事会が行う。

## 第35条 (会計年度)

この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第8章 補 則

### 第36条 (会則の変更)

この会則の変更は、理事会および総会において、おのおの出席者の4分の3以上の 議決を経なければならない。

## 第37条 (顧 問)

この会は、理事会の推薦により、顧問若干名を置くことができる。

## 第38条 (評議員会)

この会は、会長の諮問機関として、評議員会を置くことができる。

- 2. 評議員会は、評議員50名以内をもって構成する。
- 3. 評議員は、理事会が会員の中から選出する。

### 第39条(名誉会長)

この会は、退任された会長に、理事会の議を経て、名誉会長の称号を贈ることがで きる。

2. 名誉会長は、正会員(個人)としての会員資格を有する。

## 「付 則 ] 1.この会則は、昭和63年7月25日より施行する。

- 2.この会則は、1990年5月18日より改正施行する。
- 3.この会則は、1992年5月15日より改正施行する。
- 4.この会則は、1996年5月24日より改正施行する。
- 5.この会則は、1997年5月30日より改正施行する。
- 6.この会則は、2000年5月22日より改正施行する。
- 7.この会則は、2001年5月18日より改正施行する。
- 8.この会則は、2006年5月26日より改正施行する。
- 9.この会則は、2009年5月22日より改正施行する。